

特定施設ケアハウス 勅使 料金表

6.4.1改訂

毎月の基本利用料

『ケアハウス利用料』

階層	対象収入による階層区分	事務費	生活費	管理費	ケアハウス分	ケアハウス分
					管理費月額	管理費一括
1	¥1,500,000 以下	¥10,000	¥46,940	一括払い 20年分 ¥182万 ↑どちら か選択↓ 月額払い 月々 ¥8,000	¥64,940	¥56,940
2	¥1,500,001 ~ 1,600,000	¥13,000			¥67,940	¥59,940
3	¥1,600,001 ~ 1,700,000	¥16,000			¥70,940	¥62,940
4	¥1,700,001 ~ 1,800,000	¥19,000			¥73,940	¥65,940
5	¥1,800,001 ~ 1,900,000	¥22,000			¥76,940	¥68,940
6	¥1,900,001 ~ 2,000,000	¥25,000			¥79,940	¥71,940
7	¥2,000,001 ~ 2,100,000	¥30,000			¥84,940	¥76,940
8	¥2,100,001 ~ 2,200,000	¥35,000			¥89,940	¥81,940
9	¥2,200,001 ~ 2,300,000	¥40,000			¥94,940	¥86,940
10	¥2,300,001 ~ 2,400,000	¥45,000			¥99,940	¥91,940
11	¥2,400,001 ~ 2,500,000	¥50,000			¥104,940	¥96,940
12	¥2,500,001 以上	¥52,110			¥107,050	¥99,050

1. 【事務費】

- ・入居する方の年間収入に応じて料金が違います。(入居年の前年収入)
- ・各階層による支払の差額は、年間収入に応じて補助金からまかなわれています。

2. 【生活費】

- ・食事代にあたるものです。
- ・11月～3月の期間は冬期加算、月額2,150円が加算されます。

3. 【管理費】

- ・家賃に相当するものです。
- ・一括払いか、月払いか選択できます。
- ・一括払いの方は、退居時に入居年数に応じて残高を返却します。

4. 【その他】

ゴミ処理代(月額)	¥200
銀行引落手数料(月額)	¥90

5. 【介護費用(保険給付内一割負担の場合)】

	1日	30日の場合	31日の場合
要支援1	183単位	5,490単位	5,673単位
要支援2	313単位	9,390単位	9,703単位
要介護1	542単位	16,260単位	16,802単位
要介護2	609単位	18,270単位	18,879単位
要介護3	679単位	20,370単位	21,049単位
要介護4	744単位	22,320単位	23,064単位
要介護5	813単位	24,390単位	25,203単位

- ・介護保険制度に定められている、介護報酬額に基づいています。
- ・要介護認定により異なります。
- ・費用は1日単位での計算となります。(入院中等は計算されません)
- ・介護費用は、制度改正により変更されます。
- ・利用者負担額は地域区分5等級により、利用された保険点数に10.45円をかけた額の介護保険負担割合証に記載された負担割合分が自己負担となります。

* 事務費、生活費、冬期加算、介護費用については、変動する場合があります。

- 『協力医療機関連携加算』 月1回 100単位
 ・要支援及び要介護認定が出ている方が対象となります。
 ・看護職員が利用者の健康の状況を継続的に記録し、主治医に対して月に1回以上情報提供を行います。
- 『介護職員処遇改善加算』
 ・利用者単位数に8.2%付加されます。特定施設契約を行っている方全員対象です。
- 『介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)』
 ・利用者単位数に1.8%付加されます。特定施設契約を行っている方全員対象です。
- 『介護職員等ベースアップ等支援加算』
 ・利用者単位数に1.5%付加されます。特定施設契約を行っている方全員対象です。
- 『サービス提供体制強化加算Ⅰ』
 ・1日あたり22単位の負担がかかります。特定施設契約を行っている方全員対象です。
- 『退院・退所時連携加算』 入居後30日間
 ・1日あたり30単位の負担です。特定施設入居される際に加算がかかります。
- 『口腔・栄養スクリーニング加算』
 ・6か月ごとに1回 20単位の負担です。特定施設契約を行っている方全員対象です。
- 『夜間看護体制加算』
 ・1日にあたり18単位の負担です。特定施設契約を行っている方で要介護認定の方が対象です。
- 『科学的介護推進体制加算』 月1回 40単位
 ・要支援及び要介護認定が出ている方が対象となります。
 ・特定施設契約を行っている方全員対象です。
- 『退去時情報提供加算』 250単位/回
 ・ケアハウスより医療機関への退所、医療機関への情報提供を行った場合かかる加算です。
- 『新興感染症等施設療養費』 240単位/日
 ・新興感染症に対し施設での感染症対策を行った場合にかかる加算です。※令和6年4月現在、対象となる感染症はありません。
- 『生産性向上推進体制加算(Ⅱ)』 10単位/月
 ・ケアハウスでの委員会活動の実施と、テクノロジー導入によりかかる加算です。
- * 特定施設入居者生活介護の契約を行っている方のみ加算が発生します。
 * 入院中等は加算されません。
 * 介護保険の改正により、内容や金額が変更される場合があります。

6. 【介護費用(保険給付外)】

- ・以下の費用は、保険給付として適用しないものです。
- ・実費負担となります。(月毎に集計して請求します)

『通院送迎サービス』

- ・家族が送迎できない場合、決められた近隣の通院先迄の送迎をします。
- ・距離に応じて、利用料が異なります。
- ・付き添いが必要な方は要相談。

片道 1kmまで	¥200	(相生山病院など)
1km～3kmまで	¥300	
3km～7km	¥400	
7km～10km	¥500	

『買い物代行サービス』『クリーニング代行』

- ・日用品等の買い物やクリーニングへの注文を職員が代わりに行います。 1回200円

『買い物ツアー』

- ・近隣スーパーへの送迎車かです。(週2回) 1回200円

『金銭管理代行サービス』

- ・利用者が身体的・精神的に現金管理が行えず、保証人によっても管理が行えない場合、契約を交わし援助を行います。
- ・3万円を上限に預かり、出納帳をつけて管理します。 1か月 1000円

7. 【居室内の光熱費】

- ① 電気 中部電力と個別に契約し、使用料は自己負担となります。
- ② 水道 2ヶ月に1度施設利用料と一緒に、使用量分を施設より請求します。
- ③ 電話 電話会社と契約し使用される方は、取り付け工事が必要となります。

8. 【施設設備使用料】

- ① 洗濯機 1回 100円 (各階 1台設置)
- ② 乾燥機 1回 100円 (各階 1台設置)
- ③ 4階 自動販売機(缶タイプ) 1本 100～130円